

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

※市町村 処理欄	1.現年度 2.新年度 3.両年度
-------------	-------------------

(1) 異動があった場合は、すみやかに提出してください。

名 寄 市 長 様		給与支払者 〔特別徴収者〕	住所(居所) 又は所在地					特別徴収義務者 指定番号		
令和 年 月 日提出			氏名又は名称					連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課 係	
			個人番号 又は法人番号						氏名 (電話番号)	
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	退職時までの 給与支払額	
受給者番号 〔整理番号〕	フリガナ 氏名									
個人番号										
1月1日現在 の住所			円	月から 月まで 円	円		1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6. そ の 他	1. 特別徴収継続 →下段(3)を記入して下さい 2. 一括徴収 →中段(2)を記入して下さい 3. 普通徴収 →後日、本人宛に納付書を送付します (※1月1日以降原則できません)	円	控除社会保険料額 円
給与の支払 を受けなくな った後の 住所										

(2) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合、記入してください。

一括徴収の理由	徴 収 予 定		
1.異動が令和 年12月31日までで、 申出があったため(月 日申出)	徴収予定 月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
2.異動が令和 年1月1日以後で、 特別徴収の継続の希望がないため	.	円	円
異 動 者 印	.	円	円
	.	円	

一括徴収した税額は 月分(月 日納期限分)で納入します。

1月1日から4月30日の間に退職した方は、本人の申し出がなくても一括徴収が義務付けられています。
(地方税法321条の5②)

※一括徴収できない理由

1. 異動日が1月1日から4月30日までの間で、支払われる給与もしくは退職手当等がないため、または未徴収税額より少ないため。

2. その他 理由()

市町村記入欄

(3) 転勤後の特別徴収義務者(異動後の徴収方法で1. 特別徴収継続 を選択した場合、記入してください。)

給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -	担当 者	課 係
	名称	フリガナ		氏名 (電話番号)
	月分から徴収し納付するよう連絡(済・未)			